

上富田町立はるかぜ保育所 重要事項説明書

〈令和8年4月1日 現在〉

1 施設運営主体

名称	上富田町
所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地
電話番号	0739-47-0550
代表者氏名	上富田町長 奥田 誠

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	上富田町立はるかぜ保育所
施設の所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田 1 6 7 4 番地の 1
電話番号	0739-34-2611
施設長氏名	所長 川端 里佳
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	230 人
利用定員	170 人
事業認可年月日	平成 25 年 4 月 1 日

3 施設の目的・運営方針

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、乳児及び幼児の保育を行います。
一人一人の『生きる力』をより豊かに、より強く育むため、安心して子育て・子育てができる環境づくりに努めます。

4 施設・設備等の概要

敷地面積	7,929.37 m ²
建物	鉄骨造平屋建 延床面積 1,419.34 m ²
園庭	2,047.51 m ²
施設の概要	保育室8室・乳児室/ほふく室・沐浴室・フリースペース・遊戯室・控室・収納庫・職員室・医務室・休憩/更衣室・廊下教材室・職員室教材室・調理室・下処理室・食品倉庫・便所（児童用・職員用・多目的）更衣室・前室・ワゴン置き場・遊戯室便所・ホール・廊下教材室・LGP 庫

5 職員の職種、職員数及び職務の内容（令和8年1月1日現在）

職種	職務の内容	職員数	常勤	非常勤
所長	保育所を運営し、職員を監督する	1 人	1 人	
副所長	所長を補佐し、不在時は代行する	1 人	1 人	
保育士	保育を担い、こどもの生活と育ちを図る	29 人	27 人	2 人
栄養士	給食献立を作成し、栄養を管理する	1 人	1 人	
調理師	調理現場で安全良質な給食を提供する	5 人	5 人	
用務員	施設の管理や児童の安全確保を担う	1 人		1 人

※職員数は配置状況により変動します。 ※会計年度任用職員等を含みます。

6 提供する保育等の内容

保育所保育指針を踏まえ、下記7に記載する時間において保育を提供します。また、以下の行事を予定しています。

月	行事内容
4月	入所式 個人面談（新入児）
5月	こどもの日
6月	保育・給食参観 家庭の日(手作りプレゼント) 内科検診 歯科・眼科検診（4・5歳児）
7月	お楽しみ週間 プール開き セタ
8月	プール遊び プール参観
9月	お月見 敬老の日(手作りプレゼント)
10月	運動会 バス遠足 内科検診
11月	町文化展作品出展
12月	生活発表会 クリスマス会 個人面談（5歳児）
1月	お正月あそび 郵便ごっこ 個人面談（4歳児）
2月	節分 保育・給食参観 お別れ遠足 個人面談(3歳児)
3月	ひなまつり お別れ会 卒園式
<p>○毎週実施・・・散歩 リズム運動 絵本貸し出し</p> <p>○毎月実施・・・誕生日会 避難訓練 身体測定 ピクニック（4～6月、10月～2月） お弁当日（年10回程度）</p> <p>○行事食として 月一回程度特別メニュー実施 給食弁当数回実施</p> <p>○おやつ・給食作り</p>	

7 保育を提供する日・時間・施設の開所日時

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

開所日	月曜日から金曜日まで *土曜日は希望保育
開所時間	7時30分から19時まで
保育短時間の保育時間	原則8時から16時まで
休所日	日曜日 国民の祝日 年末年始(12月30日から1月3日まで)
希望保育日	土曜日 1月4日 在園児:4月1日から4月4日、8月13日~8月15日(盆) 運動会が雨天順延等で日曜日開催となった場合の翌日

8 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法・方針

保育所において、調理を行います。こどもたちの健やかな成長発達を願い、安全でおいしい給食を提供しています。各年齢に応じたカロリー計算を行い、みんなで楽しく食事ができるように心がけています。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、下記の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前 間食	昼食(給食)	午後 間食
0歳児	9:30頃	10:45頃	14:30頃
1歳児	9:30頃	11:00頃	14:30頃
2歳児	9:30頃	11:00頃	14:30頃
3歳児		11:10頃	14:30頃
4歳児		11:15頃	14:30頃
5歳児		11:20頃	14:30頃

※献立表は別途、毎月お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、一部除去や代替食の提供は行わず、完全除去としています。

アレルギー原因食材を含む献立の日は、代替となる食事を家庭から持参していただきます。それ以外の給食は提供します。入所時に必ずお知らせください(必要書類があります)。

(4) 栄養士の配置状況

当保育所において栄養士を配置しています。

9 利用の開始に関する事項

町の利用調整に基づき、当保育所に利用の要請をされた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

10 利用の終了に関する事項

下記の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 児童が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は上富田町が決定します。(広域保育の方は住所地の市町村が決定します。)

(2) 実費徴収

- ①主食費(米・麺) 3か月に1回 1,100円 *3歳児以上
- ②副食費(おかず・おやつ) 1か月 4,500円 *3歳児以上
- ③傷害保険掛金 240円
- ④保護者会費 1ヶ月 400円(年2回に分けて徴収)
- ⑤上記のほか、新年度用品・かばん・カラー帽子・園服等について、ご負担いただくことがあります。徴収額は年齢等によって異なります。

(3) 延長保育料

15分ごとに100円

(4) 実費徴収に係る補足給付事業

生活保護世帯に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額2,700円を上限に申請により助成されます。

12 嘱託医

下記の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科	歯科
医療機関	線崎外科胃腸科クリニック	ヒルデンタルクリニック
嘱託医	線崎 智孝	米澤 智子
所在地	上富田町岩田 1903 番地の 3	上富田町朝来 2585 番地
電話番号	0739-47-3333	0739-83-2518

※その他、眼科健診は「上富田クリニック」(上富田町朝来 1407 番地の 1) に委託して実施しています。

13 緊急時の対応

入所されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	定めているマニュアルに沿って対応
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	毎月1回以上実施

15 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 各種研修の開催、職員の参加。
- (2) こども家庭庁「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に沿って運用します。

16 要望・苦情等に関する相談窓口

要望・苦情等に関する相談窓口を下記のとおり設置しています。

保育所相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・受付担当者 所長補佐 ・苦情解決責任者 所長 ・利用時間 8:30~17:00 ・電話番号 0739-34-2611 ・メール harukaze@town.kamitonda.lg.jp 担当者が不在の場合は、他の職員へお申し出ください。	
第三者委員	小倉 悦子（民生児童委員）	深見 昌子（民生児童委員）

17 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

下記の保険に加入していただきます。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター（災害共済給付）
保険の内容	災害共済給付
補償限度額	（障害見舞金）4,000万円 （死亡見舞金）3,000万円

※詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」をご確認ください。

18 児童の利用状況（毎年度4月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	0人	3人	4人
1歳児	16人	15人	15人
2歳児	30人	23人	28人
3歳児	40人	38人	35人
4歳児	31人	42人	38人
5歳児	27人	36人	36人

19 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施（検討中）	—
自己評価の実施状況	未実施（検討中）	—

20 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
公表・公示された案件はありません。

21 警報発令、地震発生時等の対応について
別途お渡しする案内文書に沿って対応します。

22 その他の留意事項
不明な点については責任者（所長）、その他の職員にお問い合わせください。